

# 一般社団法人山形県放射線技師会 事務局規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の事務を円滑に処理することを目的とする。

(事務局長及び職員)

第 2 条 事務局には、理事会の同意を得て、事務局長 1 名を置く。また、事務局長を補佐する必要がある場合には、理事会の同意を得て、若干名の職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 事務局長は、事務局を統括し、職員を指揮・監督する。

2 職員は、事務局長の命を受け、本会の事務を処理する。

3 事務局長及び職員は、定款及び諸規程に従い、事務を処理しなければならない。

(帳簿及び書類)

第 4 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事の名簿

(3) 議事に関する書類

(4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

附則

1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。